

博愛病院 院内感染対策指針

1. 院内感染対策指針の目的

この指針は、院内感染の予防・再発防止および集団感染事例発生時の適切な対応など博愛病院（以下「当院」とする）における院内感染対策体制を確立し、適切かつ安全で質の高い医療サービスの提供を図ることを目的とする。

2. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、医療機関においては感染症の患者と感染症に罹患しやすい患者とが同時に存在していることを前提に、手厚い医療的なケアを行う際に必然的に起こりうる患者・職員への感染症の伝播リスクを最小化するとの視点に立ち、全ての患者が感染症を保持し、かつ罹患する危険性を併せ持つと考えて対処する「スタンダードプリコーション」の観点に基づいた医療行為を実践する。あわせて感染経路別予防策を実施する。個別及び病院内外の感染症情報を広く共有して、院内感染の危険及び発生に迅速に対応することを目指す。また、院内感染が発生した事例については、速やかに細かく評価して、事例を発生させた感染対策システム上の不備や不十分な点に注目し、その根本原因を究明し、これを改善していく。さらに、院内感染事例の発生頻度を院外の諸機関から公表される各種データと比較し、我が国の医療水準を上回る安全性を確保して、患者に信頼される医療サービスを提供し、医療の質の向上に寄与することを基本姿勢とする。こうした基本姿勢をベースにした感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行う。

3. 院内感染防止対策のための委員会、その他当院の組織に関する基本的事項

院内におけるあらゆる感染症の発生と蔓延を防ぐ有効な対策について協議し、院内感染予防を徹底するため、感染対策委員会（以下「委員会」とする）を設置する。委員会は実働組織として感染対策チーム（以下「ICT」とする）を置く。

- 1) 委員会の組織および運営については、「博愛病院感染対策委員会規定」に定める。
- 2) 委員会は、毎月第1週目に開催する。ICT ミーティングは、週に1回程度開催する。ただし、緊急事態と判断された場合、または委員長が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。
- 3) 委員会の所掌業務は次の通りとする。
 - ①院内感染の発生を未然に防止する予防対策に関すること
 - ②院内感染防止のために行う提言に関すること
 - ③院内感染防止のために職員に対する指示に関すること
 - ④院内感染に関連し、職員の健康管理に関すること
 - ⑤院内感染防止のために必要な職員教育の計画立案に関すること
 - ⑥院内感染が発生した場合における緊急対策に関すること

- ⑦院内感染発生の分析および再発防止対策の検討に関すること
- ⑧院内感染のレベルの判断と公表に当たっての内容の検討に関すること
- ⑨院内感染防止のためのサーベイランスの実施
- ⑩その他必要と認められる事項

4. 院内感染対策のための従事者に対する研修に関する基本方針

院内感染防止対策のための基本的考え方、及び具体的方策について研修を実施する。職員に周知徹底を行うことで、個々の職員の院内感染に対する知識の向上を図る。また研修は年2回程度、定期的開催するほか、必要に応じて随時開催する。研修実施内容について記録・保存する。

院外の感染に関する研修・学会等の開催情報を広く告知し、参加希望者を支援する。

5. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

院内感染発生の予防及びまん延の防止を図るため、感染症の発生状況を、週1回毎に「週間感染症情報」として発行する。また院内LANに掲載し職員に周知し、リアルタイムな情報の共有に努める。

6. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染発生を疑われる事例が発生した場合には、直ちに委員会に報告する。委員会は詳細の把握に努め、対策を講じる。

新感染症、指定感染症等については、事前に当院としての対応策を策定し、発生に備える。特定の感染症の院内集団発生を検知した場合は、公的機関等と連携を取って対応する。重大な問題が発生した場合は、臨時で委員会を開催する。また院内での対応が困難な事態が発生した場合や発生が疑われる場合は、地域の専門家等に相談する体制を確保する。

7. 患者様等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

本指針は患者様等に感染対策への理解と協力を得るため、院内掲示や病院ホームページに掲載を行い、積極的な閲覧の推進に努める。

8. 病院における院内感染対策推進のために必要な基本方針

院内感染対策の推進のため、院内感染対策マニュアルを整備して、病院職員への周知徹底を図る。また、マニュアルの定期的な見直しを行う。

(付則)

- 1.この指針は、平成19年10月1日から施行する。
- 2.この指針は、平成21年4月1日から改正・施行する。
- 3.この指針は、平成23年4月1日から改正・施行する。
- 4.この指針は、平成24年4月5日から改正・施行する。
- 5.この指針は、平成28年2月4日から改正・施行する。
- 6.この指針は、平成28年4月1日から改正・施行する。